

## 九州大学キャンパス計画室規程

平成16年度九大規程第12号  
施行：平成16年 4月 1日  
最終改正：平成28年 3月30日  
(平成27年度九大規程第108号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、キャンパス計画室（以下「計画室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 計画室は、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) キャンパス計画及び施設管理委員会の任務の支援に関すること。
- (2) その他キャンパス計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 計画室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、総長が指名する理事をもって充てる。

- 2 室長は、計画室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、次条に規定する室員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

- 2 副室長は、室長を補佐し、計画室の業務を整理する。

(室員)

第6条 室員は、職員及びキャンパス計画の推進に関し専門的知識を有する者のうちから総長が指名する。

- 2 室員は、室長の命を受け、計画室の業務を処理する。

(事務)

第7条 計画室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、施設部において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、計画室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第40号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第193号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第108号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。